

川崎市騒音振動測定機器貸出要綱

(目的・趣旨)

第1条 この要綱は、騒音・振動の抑制及び防止を啓発することを目的とし、市民等に環境局環境対策部大気環境課が所有する騒音振動測定機器（以下「機器」とする。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 機器の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に工場・事業所等を有する個人又は法人その他の団体

(貸出機器)

第3条 貸出しする機器は、次のとおりとする。

- (1) 普通騒音計(日本品質保証機構による検定なし)
- (2) 振動レベル計(日本品質保証機構による検定なし)

(貸出場所)

第4条 機器の貸出しは、環境局環境対策部大気環境課で行うものとする。

(貸出期間)

第5条 機器の貸出しは、原則2週間とし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は2週間を限度に必要な期間を延長するものとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日含む。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）

(使用料)

第6条 機器の貸出しは無料とする。

(貸出台数)

第7条 機器の貸出台数は、申請1回につき原則として普通騒音計及び振動レベル計それぞれ1台とする。

(貸出申請等)

第8条 機器の貸出しを受けようとするものは、「騒音振動測定機器貸出申請書」(第1号様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、申請者は、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、貸出しを決定した場合は「騒音振動測定機器貸出承認通知書」(第2号様式)をもって該当申請者に通知するものとする。

(禁止事項等)

第9条 機器を借受けたもの(以下「借受者」という。)は、借受けた機器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 営利目的の使用

(2) 第三者に対する転賃、譲渡、担保等

(3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(機器の返却)

第10条 借受者は貸出しを受けた機器に破損、異常等がないか確認し、第4条に規定する場所に、第5条で規定する貸出期間内に返却しなければならない。

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、貸出ししている機器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により機器の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が機器の貸出しを不相当と認める場合

(4) 公用又は公共用に供する必要が生じた場合

(借受者の責務)

第11条 借受者は、その責に帰すべき理由により機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額を持って賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(測定結果の取扱)

第12条 借受者が測定した測定結果の数値は、騒音・振動の実態を把握するための参考として使用するものとし、取引、証明等の資料として使用しないものとする。

(免責)

第13条 市長は、機器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出期間中における機器の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年7月1日から施行する。